

# 特定非営利活動法人ハーベスト定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーベスト（以下、ハーベスト）と称し、英文名は、HeartBestとする。

(事務所)

第2条 ハーベストは、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 ハーベストは、地域の学校・市民・企業・行政などと協力して、地域の将来を担う若者が育つ環境づくりを進め  
る。また、そこから生まれる学び合いによって、地域に生きる誰もが主体的に参画できる社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 ハーベストは、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 ハーベストは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 小学校・中学校・高等学校・大学等におけるキャリア教育・進路指導等の支援事業
- ② 大学生・社会人等に対するキャリア形成支援事業
- ③ キャリア教育・社会教育など、さまざまな教育活動に関する普及啓発事業
- ④ 前3項の教育支援・普及啓発事業を推進するための人材育成事業
- ⑤ キャリア教育に関する調査・研究開発事業
- ⑥ キャリア教育に関する書籍等の出版事業
- ⑦ その他、ハーベストの目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 企業や団体の職員を対象とした研修事業
- ② 教育機関向け教育・研修プログラムの受託開発事業
- ③ 情報システムの開発及び管理事業
- ④ ソフトウェアの開発及び販売事業
- ⑤ 物品の製作、斡旋及び販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、こ  
れを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 ハーベストの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員  
とする。

(1) 正会員

- ①一般正会員 ハーベストの目的に賛同して入会した一般個人及び一般団体であり、総会における議決権を

有する。

②学生正会員 ハーベストの目的に賛同して入会した学生個人及び学生団体であり、総会における議決権を有する。

(2) 賛助会員 ハーベストの事業を賛助するために入会した個人及び団体であり、総会における議決権を有しない。

#### (入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の決定において除名し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 法令、又はハーベストの定款等に違反したとき。
- (2) ハーベストの名誉を傷つけたとき、ハーベストの目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと判断されたとき。

#### (会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 ハーベストに次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を常務理事とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員(団体にあっては、その代表者またはその委任を受けた者)の中から総会の議決において選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事会における互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならぬ。

4 監事は、理事又はハーベストの職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、ハーベストを代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、ハーベストの業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) ハーベストの財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、ハーベストの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はハーベストの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 换算のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。  
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 ハーベストに、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条 ハーベストの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び收支予算の報告
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、代表理事または代表理事の指名による。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席者総数の2分の1以上の議決を経た事項についても議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および收支予算の決定
- (4) 会員等によるハーベストの目的に関わるプロジェクト発足の可否
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールをもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び電子メール表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 ハーベストの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 ハーベストの資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 ハーベストの資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 ハーベストの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 ハーベストの会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業報告及び決算)

第44条 ハーベストの事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 ハーベストの事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 ハーベストが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 ハーベストは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりハーベストが解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 ハーベストが解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者から解散総会により帰属先を選定するものとする。

(合併)

第49条 ハーベストが合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 ハーベストの公告は、ハーベストのホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雜則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、ハーベストの成立の日から施行する。  
2 ハーベストの設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	中山 聖子
常務理事	渡邊 一馬
理事・事務局長	原 亮
理事	山崎 賢治
理事	水谷 修
理事	庄司 和弘
理事	菅原 淳
理事	只野 英彦
監事	木村 達男

- 3 ハーベストの設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年4月30日までとする。  
4 ハーベストの設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年4月30日までとする。  
5 ハーベストの設立当初の事業計画及び収支予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。  
6 ハーベストの設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 なし

年会費

正会員（一般個人） 6,000円

正会員（学生個人） 3,000円  
正会員（一般団体） 30,000円  
正会員（学生団体） 10,000円  
賛助会員（個人） 10,000円  
賛助会員（団体） 30,000円